

## 山口市へき地保育所延長保育実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、保護者の就労形態の多様化に伴い保育需要が増加し、それに対応するため延長保育を行い、児童の福祉の増進と子育ての支援を図ることを目的とする。

### (実施保育所)

第2条 延長保育を実施する保育所は、山口市立德佐保育園及び山口市立地福保育園とする。

### (延長保育時間)

第3条 延長保育の時間は、休所日を除く、午前8時から午前8時30分までと、月曜日から金曜日までの午後5時から午後6時までと、土曜日の正午から午後0時30分までとする。

### (対象児童)

第4条 延長保育の対象児童は、市長が保護者の就労形態等やむを得ない事情により必要と認める者とする。

### (申込み)

第5条 申込みは、延長保育を希望する保護者が、実施保育所に対し行うものとする。

2 延長保育の時間等に変更があるときは、保護者は、速やかに保育所に申し出るものとする。

### (費用負担)

第6条 市長は、延長保育を利用する保護者に費用負担を求めるものとする。前条の規定による申し込みをせずに延長保育を利用した場合も、同様とする。

2 費用の負担額等については、別表のとおりとする。

3 延長保育を利用する保護者は、市長が指定する日までに前項の費用負担額を納付するものとする。

### (協力の義務)

第7条 保育所及び保護者は、延長保育の事業が有効円滑に実施されるよう、互いに協力し、連絡を密にするものとする。

### (補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この要綱は、平成22年1月16日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日の前日までに、編入前の阿東町へき地保育所居残り保育実施要綱（平成11年4月1日阿東町制定）の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表

1 費用の負担額等

(児童1人についての日額)

	延長保育料 徴収階層	延長保育時間		
		8:00-8:30	平日	土曜日
			17:00-18:00	12:00-12:30
1 生活保護世帯	A階層	0円	0円	0円
2 前年度市町村民税が 非課税の母子世帯等	B1階層	50円	100円	50円
3 上記以外の世帯	A階層、B1 階層以外	100円	200円	100円

負担額は、あらかじめ延長保育を申し込んだ児童に限らず、延長保育を受けた児童全員について徴収する。